

坂本城跡本丸地点施設電気需給契約仕様書

本仕様書は、坂本城跡本丸地点施設で使用する電気の需給について定めたものである。

1 需給対象

- (1) 対象建物 坂本城跡本丸地点施設
- (2) 需要場所 大津市下阪本三丁目2番20号
- (3) 業種及び用途 事務所兼倉庫

2 需要設備の概要

- (1) 電気方式 単相三線式、三相三線式
- (2) 標準電圧 100/200V
- (3) 量電圧 100/200V
- (4) 標準周波数 60Hz
- (5) 受電方式 1回線受電方式
- (6) 蓄熱設備 なし
- (7) 発電設備 なし
- (8) アンシラリーサービス対象容量 なし

3 予定契約電力、予定使用電力量等

- (1) 予定契約電力 従量電灯B 6kVA
低圧電力 43kVA
- (2) 予定使用電力量 年間11,000kwh (月1,000kwh×11か月)
- (3) 予定平均力率 100%

力率はその月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進みとなる場合はその瞬間力率は100%とする。)

【平均力率の算定】

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量}^2 + \text{無効電力量}^2)} \times 100 (\%)$$

- (4) 最大需要電力実績 なし
- (5) 使用電力量実績 なし

※入札に用いる数量は上記(1) 予定契約電力及び上記(2) 予定使用電力量のとおりとする。

ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その1月最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

4 契約期間

契約期間は、令和8年5月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時までとする。

5 需給地点

坂本城跡本丸地点施設 (大津市下阪本三丁目2番20号)

- 6 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- 7 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じとする。
- 8 検針日及び計量
 - (1) 検針日は、乙が定める基準日とし、基準日に行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。
 - (2) 計量は計量器により記録された1ヶ月間（前月検針日の午前0時から当該検針日前日の午後12時まで）によるものとする。
 - (3) 毎月の時間毎の電力量を電子媒体（エクセル形式）等により可能な限り提出するものとする。
- 9 代金の算定期間
代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。
- 10 料金制度
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。
- 11 燃料費調整額
供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。
なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が電気受給約款（契約開始時点）において定める割増額を上回り、又は減額幅を下回らないものとする。
- 12 再生可能エネルギー発電促進賦課金
国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金により、料金への反映が必要となった場合は、発効後直ちに、供給者が定める供給約款の規定により料金への付加調整を行うものとする。
- 13 その他特記事項
本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。